

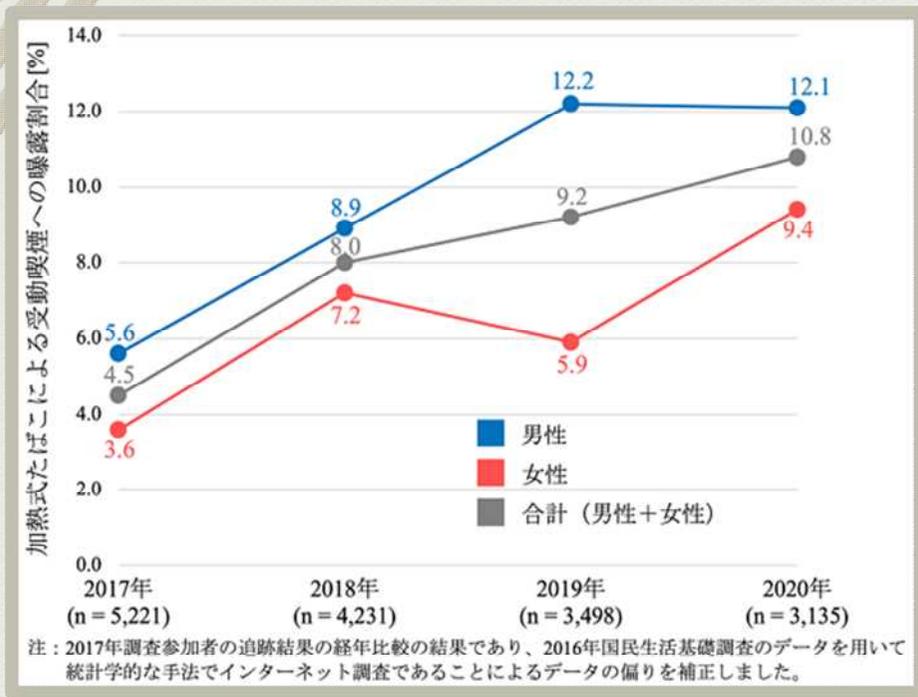
諮問事項2

路上喫煙の防止に関する条例等の 一部改正について

市民環境部環境課

1 改正の必要性(背景)

条例が施行された平成18年当時から喫煙に関する環境は大きく変化している。(路上喫煙とは直接関係ないが)健康増進法の施行や加熱式たばこ・電子たばこの普及等により、健康・マナーの両面から市民の関心は高まっているが、現行条例の規定では現状に即した適切な対応が困難となっている。



■加熱式たばこによる受動喫煙への曝露が急激に増加(東北大学)

■受動喫煙防止のルール(政府広報から)

- 1 「望まない受動喫煙」をなくす
- 2 受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者などに特に配慮する

2 条例改正と課題解決手法の検討①

「条例の目的」の適正性

【条例の目的】

歩行者等の**身体及び財産の安全を確保**する。

➔ 喫煙を禁止・規制することが目的ではない。

★市民から寄せられる主な苦情・要望

① 吸殻のポイ捨て対策

⇔ ポイ捨ての規制は別条例



② 私有地からの副流煙に対する規制

⇔ 健康増進法との混同・条例での禁止は不可能



③ 路上喫煙禁止区域を市内全域に拡大

⇔ 現行条例では禁止区域外でも喫煙しないよう「努力義務」を規定



2 条例改正と課題解決手法の検討②

加熱式たばこ等普及への対応

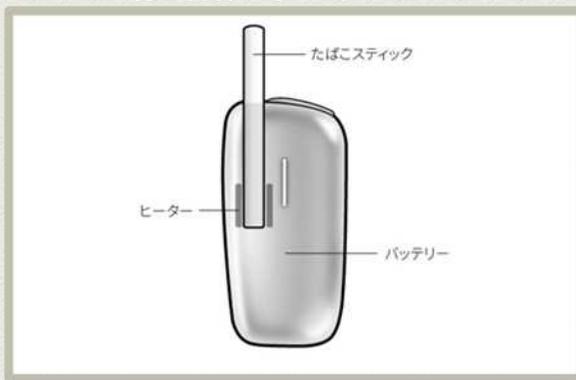
【路上喫煙】

道路等において、**たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つこと。**

➡ 条例の目的から「火がついてない」、「歩行者等にたばこの火による危険を及ぼさない」加熱式たばこ等は現行条例による禁止対象にはならない。

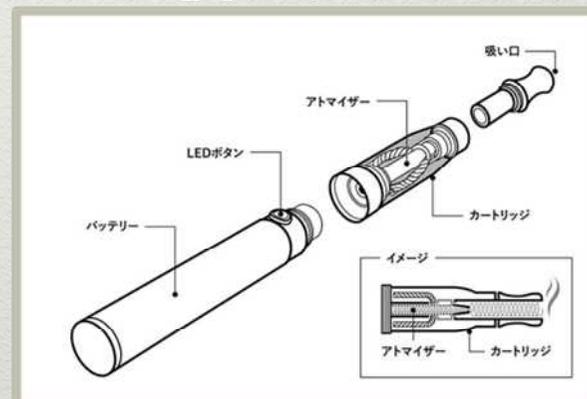
★加熱式たばこ等の利用者に対する指導の困難性

≪加熱式たばこ≫ → ○たばこに該当



たばこの葉を使用し、たばこの葉を燃焼させず、加熱により発生する蒸気（たばこベイパー）を吸引する。

≪電子たばこ≫ → ×たばこに該当せず



たばこの葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体（リキッド）を電気加熱させ、発生する蒸気（ベイパー）を吸引する。※国内で流通する製品ではニコチンを含まないものが一般的

《参考：喫煙に関する状況等》

▼厚生労働省／国民健康栄養調査（R4）

現在習慣的に喫煙している者の割合は16.7%で、この10年間で有意に減少している。

▼日本たばこ協会／加熱式たばこ年度別販売実績（R2-R4）

○加熱式たばこの販売数量

… R2：413億本→R4：522億本（26.4%増）

○紙巻たばこの販売数量

… R2：988億本→R4：926億本（6.3%減）

※条例が施行された当時（H18：2,700億本）との比較では65.7%減

▼内閣府／たばこ対策に関する世論調査（R4）

○周りの人のたばこの煙に対する印象

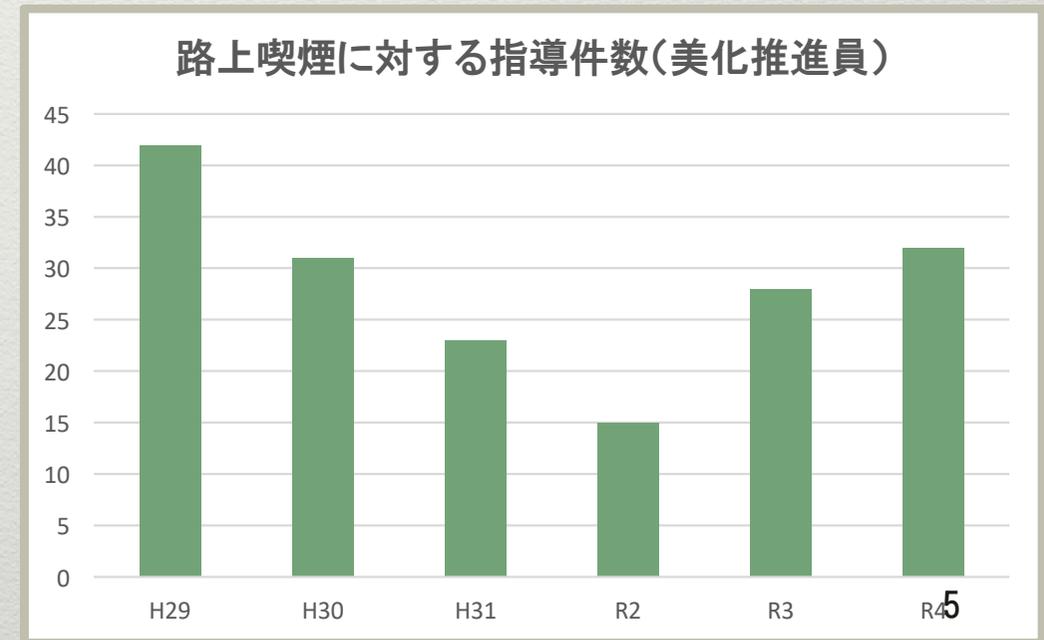
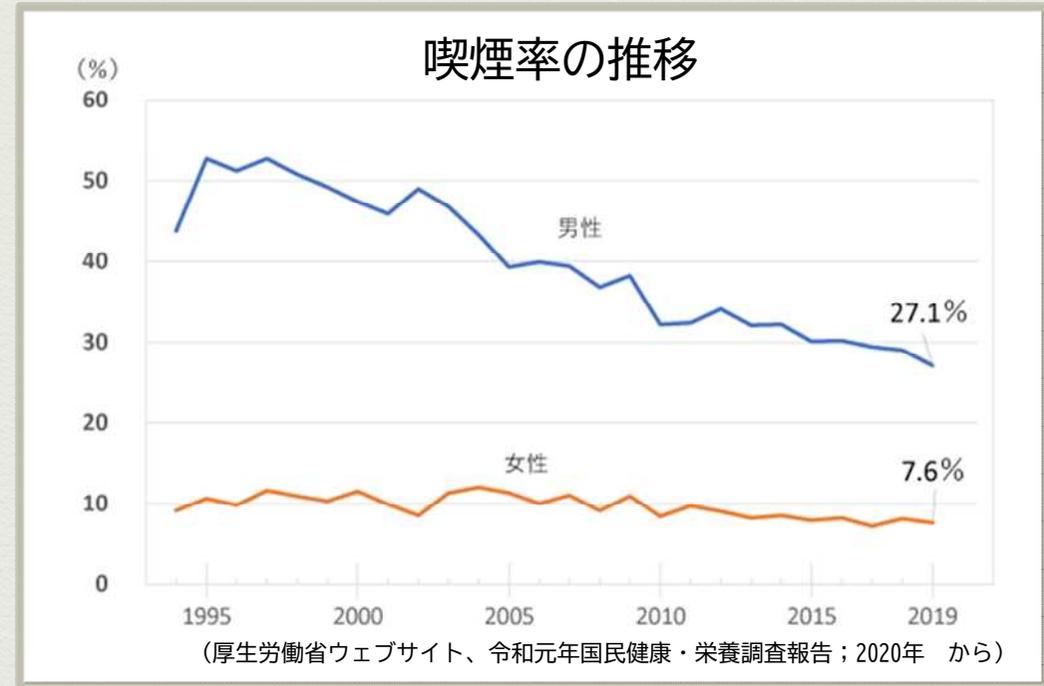
… R元：78.4%→R4：83.3%（4.9pt増）

○たばこの煙を不快に思った場所(路上)

… R元：53.3%→R4：70.2%（16.9pt増）

○政府への要望(受動喫煙対策強化)

… R元：41.7%→R4：48.3%（6.6pt増）



3 条例改正の方向性(課題解決に向けて)①

禁止区域内での事例	現行条例での対応(指導等)	解決に向けて
<p>加熱式・電子式たばこを使用しているとき (違いが判別できるとき)</p>	<p>規制・指導不可 ▼いずれも火を使わないため、条例の規制目的に合致せず、指導等 はできない。</p> <p>※ただし、指導等をしないことで結果的に路上喫煙を容認することになってしまうため、「お願い」の声かけに留めざるを得ない。</p>	<p>目的規定の改正 ▼従来の目的規定(歩行者等の安全確保)に「喫煙マナーの向上を図り」を加え、火を使わないたばこ等に対してはマナーの観点から規制を行うものとする。</p>
<p>加熱式・電子式たばこを使用しているとき (違いを判別できないとき)</p> 	<p>規制・指導不可 ▼いずれも火を使わないため、条例の規制目的に合致せず、指導等 はできない。</p> <p>※電子たばこは「たばこ」に該当しないため、使用は「喫煙」にも当たらない。しかし、実務上は加熱式との対応に差をつけることは不適當であるため、「紛らわしい」ことを理由にお願いの声かけに留めざるを得ない。</p>	<p>定義規定の改正 ▼「加熱式たばこ」はたばこの葉を使用しているため、当然に「たばこ」に該当するものであるから、条例において定義する必要はないが、新たな喫煙具の普及による改正であることから、「たばこの定義」として「たばこ事業法に規定する製造たばこ及び製造たばこ代用品(加熱式たばこ)」を加える。 ▼「電子式たばこ」はたばこの葉を用いないため、たばこには該当しないが、あらたに「喫煙の定義」に電子たばこの使用を含めることで規制を可能にする。</p>

3 条例改正の方向性(課題解決に向けて)②

禁止区域内での事例	現行条例での対応(指導等)	解決に向けて
<p>道路に面した私有地内で喫煙している場合においてたばこの煙が道路に流れ出しているとき</p> <p>飲食店や事業所が道路に面した場所に喫煙所を設置している場合において、不特定多数の者が喫煙することでたばこの煙が道路に流出するとき</p>	<p>規制対象外</p> <p>▼現行条例では、路上喫煙に該当しない限り規制することはできない。</p> <p>▼極端な例ではあるが、道路と私有地の境界を跨いで喫煙している場合はどのように対応すべきか。また、道路と私有地を物理的に隔てるものがなければ、喫煙者のたばこの火が歩行者等に危険を及ぼす可能性もある。</p>	<p>受動喫煙への配慮を規定</p> <p>▼喫煙マナーの代表例である受動喫煙に対する配慮を新たに規定する。</p> <p>▼「道路以外で喫煙する者は、受動喫煙を防止するため、たばこから発生する煙が道路等に流出しないよう配慮しなければならない。(自動車内でも喫煙も同様)」と規定することで、喫煙者に配慮を求める。</p> <p>▼また、道路に隣接して「喫煙所や灰皿等を設置する者」に対しても、受動喫煙防止のための措置をを求める。(具体的にはたばこ販売店や飲食店等を含む事業者や従業員に喫煙所を提供している事業者等を想定している。)</p>

3 条例改正の方向性（他条例との整合性について）

条例	ポイ捨てに関する規定	罰則
路上喫煙防止条例	禁止区域内での路上喫煙は罰則をもって禁止されているが、 吸殻のポイ捨てを規制する規定はない。	指導→勧告→命令→ 過料
ポイ捨て防止条例	「吸い殻」と「ポイ捨て」の定義規定が置かれ、ポイ捨て行為については「 市民等は、空き缶等を目だりに捨ててはならない。 」と規定されているのみ。	→勧告→命令→ 公表 ※勧告の前に「空き缶等の散乱の著しい場所等における立入検査」が規定されている。

問題点

- ・ 関連する行為を規制する条例が別であること
- ・ 行為の関連性と規制の結果が異なること

吸殻のポイ捨ては喫煙と一連の行為であるため、罰則の適用も同じであるべきだとの考えから、路上喫煙防止条例で吸殻のポイ捨てを規制し、同じ罰則を適用すべきではないか。 8

《参考》 健康増進法との関係について

想定される意見等

市の条例において健康増進法や埼玉県条例（受動喫煙防止条例）を越える（重複する）内容を規定することは不適切ではないか？

健康増進法

県条例

市条例



見解

健康増進法は自治体の取組を認めないという趣旨ではなく、自治体に取組の推進を求めている（同法第25条）。

また、埼玉県条例とは規制の対象が異なる（県条例は主に飲食店等の建物における規制を規定）ため、本条例で受動喫煙に関する規定を設けることは許容されるものである。

○健康増進法

第25条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう務めなければならない。

3 条例改正のスケジュール案

●令和6年3月公布・令和6年7月1日施行／周知期間3か月を想定

